

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

○福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

○福島県産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

○福島県医療法施行細則の一部を改正する規則

訓 令

○福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福 島 県 教 育 委 員 会

○福島県教育委員会が管理する公の施設の指定管理者の指定の手続等

に関する規則の一部を改正する規則

○福島県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則

○博物館法施行細則の一部を改正する規則

○福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

○福島県道路交通法関係手数料条例の規定により道路使用許可申請手数料を徴収しないものの範囲を定める規則の一部を改正する規則

○福島県道路交通規則の一部を改正する規則

○職員団体の登録に関する条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則

○公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

○初任給、昇格及び昇級等の基準に関する規則の一部を改正する規則

○職員給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

○平成十八年改正条例第五十九号附

則第七項から第九項までの規定による給料の切替えに関する規則の一部を改正する規則

○福島県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

規 則

知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則、福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則、福島県産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則、福島県医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年十一月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

福 島 県 規 則 第 九 十 六 号

知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則
知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和四十三年福島県規則第六十一号)は、廃止する。

附 則

- この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。
- この規則の施行の際現に存在する特例民法法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第四十二条第二項の特例民法法人をいう。)については、廃止前の知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第四条から第十七条までの規定及び別記様式の規定は、なおその効力を有する。

(私学法人課)

福 島 県 規 則 第 九 十 七 号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正)

第一条 福島県職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和二十八年福島県規則第八十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第三号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

(福島県と畜場法施行細則の一部改正)

第二条 福島県と畜場法施行細則(昭和二十九年福島県規則第八号)の一部を次のよう

に改正する。

第二条第三号中「又は寄附行為」を「その他の基本約款」に改める。
第一号様式備考2及び第二号様式備考2中「又は寄附行為」を「その他の基本約款」に改める。

(福島県立自然公園条例施行規則の一部改正)
第三条 福島県立自然公園条例施行規則(昭和三十三年福島県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第七号及び第八号並びに第六条第四項第二号及び第三号中、「寄附行為又は規約」を「その他の基本約款」に改める。

第十五条の八第二項第一号中「若しくは寄附行為」を「その他の基本約款」に改める。

(福島県毒物及び劇物取締法施行細則の一部改正)

第四条 福島県毒物及び劇物取締法施行細則(昭和四十一年福島県規則第一百一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「又は寄附行為」を「その他の基本約款」に改める。

(母子及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部改正)

第五条 母子及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則(昭和四十二年福島県規則第一百二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「又は寄附行為」を削る。

(福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則の一部改正)

第六条 福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則(昭和四十三年福島県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第八号中「公益法人」を「一般社団法人等」に改める。

別表11の項から14の項までの規定中「公益法人」を「一般社団法人等」に改める。

(福島県墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部改正)

第七条 福島県墓地、埋葬等に関する法律施行細則(昭和四十四年福島県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第四号様式備考(8)中「又は寄附行為の写し」を「その他の基本約款の写し」に改める。

(福島県給水施設等条例施行規則の一部改正)

第八条 福島県給水施設等条例施行規則(昭和五十四年福島県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「寄附行為又は規約」を「その他の基本約款」に改める。

(福島県あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部改正)

第九条 福島県あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則(昭和五十九年福島県規則第一号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「(略)」を「その他の基本約款」に改める。

(福島県柔道整復師法施行細則の一部改正)

第十条 福島県柔道整復師法施行細則(昭和五十九年福島県規則第二号)の一部を次の

ように改正する。

様式第一号中「(略)」を「その他の基本約款」に改める。

(福島県興行場法施行細則の一部改正)

第十一条 福島県興行場法施行細則(昭和五十九年福島県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

様式第一号備考(1)、様式第二号(その二)備考及び同様式(その三)備考中「又は寄附行為」を「その他の基本約款」に改める。

(福島県化製場等に関する法律施行細則の一部改正)

第十二条 福島県化製場等に関する法律施行細則(昭和五十九年福島県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

様式第二号備考(1)及び様式第三号備考(1)中「又は寄附行為」を「その他の基本約款」に改める。

(福島空港条例施行規則の一部改正)

第十三条 福島空港条例施行規則(平成五年福島県規則第八号)の一部を次のように改正する。

様式第十一号備考(2)中「又は寄附行為」を「その他の基本約款」に改める。

(福島県特定非営利活動促進法施行細則の一部改正)

第十四条 福島県特定非営利活動促進法施行細則(平成十年福島県規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条(見出しを含む。)中「清算人就職届出書」を「清算人就任届出書」に改める。

様式第八号中「清算人就職届出書」を「清算人就任届出書」と、「就職した」を「就任した」と、「第40条で準用する民法第77条第2項」を「第31条の8」に改める。

様式第十号中「第30条で準用する民法第83条」を「第32条の3」に改める。

(福島県土地改良法施行細則の一部改正)

第十五条 福島県土地改良法施行細則(平成十二年福島県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号及び第二号中「第六十八条第二項」を「第六十八条第四項」に改め、同項第四号中「第七十六条」を「第七十一条の二」に改め、「において準用する民法(明治二十九年法律第八十九号)第八十三条」を削る。

様式第三十七号及び様式第三十八号中「第68条第2項」を「第68条第4項」に改める。

様式第四十号中「第76条」を「第71条の2」に改め、「において準用する民法第83条」を削る。

(福島県介護保険法施行細則の一部改正)

第十六条 福島県介護保険法施行細則(平成十二年福島県規則第三百二十二号)の一部を次のように改正する。

様式第一号備考2及び様式第十号備考2中「社団法人、財団法人」を「一般社団法人、一般財団法人」に改める。

(知事が管理する公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則の一部改正)
第十七条 知事が管理する公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則(平成十六年福島県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。
 第一条第二項第二号中「、寄附行為又はこれらに準ずる規約」を「その他の基本約款」に改める。
 様式第一号中「、寄附行為又はこれらに準ずる規約」を「その他の基本約款」に改める。

(福島県障害者自立支援法施行細則の一部改正)
第十八条 福島県障害者自立支援法施行細則(平成十八年福島県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

様式第一号備考2、様式第二号の二備考2及び様式第九号備考2中「社団法人、財団法人」を「一般社団法人、一般財団法人」に改める。

(福島県商業まちづくりの推進に関する条例施行規則の一部改正)
第十九条 福島県商業まちづくりの推進に関する条例施行規則(平成十八年福島県規則第八十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第五号中「公益法人」を「一般社団法人等」に改める。

(福島県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部改正)
第二十条 福島県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則(平成十八年福島県規則第一百三十三号)の一部を次のように改正する。

様式第一号備考2(1)中「又は寄附行為」を「その他の基本約款」に改める。

(職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部改正)
第二十一条 職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則(平成十九年福島県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

(福島県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部改正)
第二十二条 福島県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則(平成十九年福島県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第八号中「社団法人全国社会保険協会連合会」の下に「(昭和二十七年十二月十七日に社団法人全国社会保険協会連合会という名称で設立された法人をいう。)」を加える。

附 則
 この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

(私学法人課)

福島県規則第九十八号

福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成十五年福島県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第五条第四号ケ中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。

第七条中「第七条第十項及び第十一項」を「第七条第十項及び第十二項」に改める。
 第一号様式中 「第7条第10項」を「第7条第11項」に改める。
 「第7条第11項」を「第7条第12項」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定及び第一号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(以下「改正前の規則」という。)第一号様式による住所等
 許可証
 等再交付申請書
 変更届出書 は、改正後の福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則等亡失届出書
 許可証等再交付申請書
 許可証等亡失届出書 とみなす。

3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則第一号様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(自然保護課)

福島県規則第九十九号

福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成六年福島県規則第六号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三項第四号及び第十九条第一号中「又は寄附行為」を「その他の基本約款」に改める。

第二十条中「第十九条の十第一項」を「第十九条の十一第一項」に改める。

第二十二條第二項中「第十五条第一項第五号」を「第十七条第一項第五号」に改め、同条第四項中「第十八条」を「第二十条」に改め、同項第一号中「又は寄附行為」を「その他の基本約款」に改め、同条第五項中「第十九条」を「第二十一条」に改める。

様式第十四号、様式第十六号、様式第十八号及び様式第十九号中「又は寄附行為」を「その他の基本約款」に改める。

様式第二十五号中「第19条の10第3項」を「第19条の11第3項」に改める。

様式第二十六号中「又は寄附行為」を「その他の基本約款」に改める。

様式第二十八号中「第18条」を「第20条」に、「又は寄附行為」を「その他の基本約款」に改める。

第56条」を「第33条の6」に改め、同表生産流通総室の部水産課の項7中「第41条で第56条」を「第32条の6」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年十二月一日から施行する。

(行政経営課)

福島県教育委員会

福島県教育委員会が管理する公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第二十一号

福島県教育委員会が管理する公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する規則の一部を改正する規則

福島県教育委員会が管理する公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する規則（平成十七年福島県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号中「寄附行為又はこれらに準ずる規約」を「その他の基本約款」に改める。

様式第一号中「寄附行為又はこれらに準ずる規約」を「その他の基本約款」に改める。

附 則
1 この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県教育委員会が管理する公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する規則様式第一号による指定管理者指定申請書は、改正後の福島県教育委員会が管理する公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する規則様式第一号による指定管理者指定申請書とみなす。

(教育総務課)

福島県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第二十二号

福島県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則

年福島県教育委員会規則第七号）は、廃止する。

（昭和五十一

附 則

1 この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に存在する特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に
関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関
係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第二項の特例民
法法人をいう。）については、廃止前の福島県教育委員会の所管に属する公益法人の
設立及び監督に関する規則第三条から第十三条までの規定は、なおその効力を有する。
(職員課)

博物館法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第二十三号

博物館法施行細則の一部を改正する規則

博物館法施行細則（昭和二十七年福島県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「又は」を「及び私立博物館にあつては設置者の」に改め、「（用紙寸法は縦二六センチメートル、横一八センチメートルとする）」を削る。

別記第二号様式中「民法第三十四条の法人又は宗教法人にあつてはその」を「私立博物館にあつては設置者の」に改め、「（用紙寸法縦二六センチメートル、横一八センチメートルとする）」を削る。

別記第三号様式中「（用紙寸法は縦二六センチメートル、横一八センチメートルとする）」を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の博物館法施行細則別記第二号様式による登録申請書は、改正後の博物館法施行細則別記第二号様式による登録申請書とみなす。
(社会教育課)

福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第二十四号

福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

福島県立学校の管理運営に関する規則（昭和四十六年福島県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「第二号様式」の下に「（中学校にあつては第二号様式の二）」を、「十一月十五日（）」の下に「（中学校及び）」を加える。

第十五条の二第一項中「中学校」を「市町村立中学校」に改める。
 第二号様式（別紙）中備考5を削り、備考6を備考5とし、同様式の次に次の二様式を加える。

第2号様式の2（第15条関係）

記号番号	記号	年月日
福島県教育委員会教育長	様	福島県立 中学校長 印
教育課程届		
このことについて、別紙計画書により実施するので届け出ます。		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

（別紙）

年度教育課程実施計画書	福島県立	中学校
1 学校教育の目標		
2 教育課程編成の方針		
3 授業日数及び時数		
4 指導計画		
5 日課表		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第四号様式中備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考3とすること。

名称	経営形態
従事団体	個人 公法人 株式会社

所在地	その他（ ）
事業内容	

財団法人	事業団体	名称	経営形態
		所在地	個人 公法人 一般(社団・財団) 公益(社団・財団) 株式会社 その他()
		事業内容	

法人 法人
に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二十号様式の改正規定は、平成二十年十二月一日から施行する。
- この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県立学校の管理運営に関する規則（以下「改正前の規則」という。）（第二十号様式による兼職等承認（営利企業等従事許可）申請書は、改正後の福島県立学校の管理運営に関する規則第二十号様式による兼職等承認（営利企業等従事許可）申請書とみなす。
- この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則第二号様式、第四号様式及び第二十号様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。（学校経営支援課）

福島県公安委員会

福島県道路交通法関係手数料条例の規定により道路使用許可申請手数料を徴収しない

ものの範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

福島県公安委員会委員長 松 本 忠 清

福島県公安委員会規則第11号

福島県道路交通法関係手数料条例の規定により道路使用許可申請手数料を徴収しないものの範囲を定める規則の一部を改正する規則

福島県道路交通法関係手数料条例の規定により道路使用許可申請手数料を徴収しないものの範囲を定める規則（昭和38年福島県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

本則中「民法（明治29年法律第89号）第34条の規定による法人」を「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人」に改める。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

（交通規制課）

福島県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

福島県公安委員会委員長 松 本 忠 清

福島県公安委員会規則第12号

福島県道路交通規則の一部を改正する規則

福島県道路交通規則（昭和35年福島県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

様式第40号の6中「第58条の8第7項」を「第51条の8第7項」に改め、同様式備考1(1)ア中「若しくは寄附行為」を削る。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。ただし、様式第40号の6の改正規定中「第58条の8第7項」を「第51条の8第7項」に改める部分は、公布の日から施行する。（交通指導課）

福島県人事委員会

職員団体の登録に関する条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

福島県人事委員会

委員長 新城 希子

福島県人事委員会規則第三十五号

職員団体の登録に関する条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則

職員団体の登録に関する条例の施行等に関する規則（昭和四十一年福島県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

職員団体の登録に関する条例施行規則

本則第一項第二号中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十三条第一項及び」を削り、本則第二項を削り、本則第一項の項番号を削る。

第一号様式中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第53条第1項及び」を削る。第六号様式を削る。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

（総務審査課）

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

福島県人事委員会

委員長 新城 希子

福島県人事委員会規則第三十六号

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年福島県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則

第一条中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。

第二条（見出しを含む。）中「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。

第六条第一項中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第二条関係）

社団法人福島県林業公社（昭和四十二年四月一日に社団法人福島県林業公社という名称で設立された法人をいう。）

財団法人郡山地域テクノポリス推進機構（昭和六十一年三月一日に財団法人郡山地域テクノポリス推進機構という名称で設立された法人をいう。）

財団法人ふくしま海洋科学館（平成十年四月一日に財団法人ふくしま海洋学習館という名称で設立された法人をいう。）

財団法人福島県きのこ振興センター（平成四年十一月十六日に財団法人福島県きのこ振興センターという名称で設立された法人をいう。）

財団法人福島県下水道公社（昭和六十三年四月一日に財団法人福島県下水道公社と

いう名称で設立された法人をいう。)

財団法人福島県原子力広報協会(昭和五十六年四月一日に財団法人福島県原子力広報協会という名称で設立された法人をいう。)

財団法人福島県国際交流協会(昭和六十三年十一月一日に財団法人福島県建設技術センターという名称で設立された法人をいう。)

財団法人福島県国際交流協会(昭和六十三年十一月一日に財団法人福島県国際交流協会という名称で設立された法人をいう。)

財団法人福島県栽培漁業協会(昭和五十五年一月二十三日に財団法人福島県栽培漁業協会という名称で設立された法人をいう。)

財団法人福島県産業振興センター(昭和三十三年八月一日に財団法人福島県中小企業振興協会という名称で設立された法人をいう。)

財団法人福島県自然の家(昭和五十年三月二十九日に財団法人福島県海浜青年の家という名称で設立された法人をいう。)

財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構(昭和五十二年五月二十七日に財団法人福島県青少年会館という名称で設立された法人をいう。)

財団法人福島県体育協会(昭和四十七年五月二十七日に財団法人福島県体育協会という名称で設立された法人をいう。)

財団法人福島県文化振興事業団(昭和四十五年八月一日に財団法人福島県文化センターという名称で設立された法人をいう。)

財団法人ふくしま自治研修センター(昭和六十三年十一月一日に財団法人福島県自治研修センターという名称で設立された法人をいう。)

財団法人ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団(平成九年十一月一日に財団法人ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団という名称で設立された法人をいう。)

財団法人福島県観光物産交流協会(昭和六十三年六月一日に財団法人福島県ふるさと産業おこしセンターという名称で設立された法人をいう。)

公立大学法人会津大学

公立大学法人福島県立医科大学

社会福祉法人福島県社会福祉事業団

福島県住宅供給公社

福島県道路公社

福島県土地開発公社

福島県土地改良事業団体連合会

別表第二(第二条関係)

財団法人尾瀬保護財団(平成七年八月三日に財団法人尾瀬保護財団という名称で設立された法人をいう。)

財団法人ダム技術センター(昭和五十七年九月二十四日に財団法人ダム技術センターという名称で設立された法人をいう。)

財団法人福島県学校給食会(昭和二十九年十二月二十七日に財団法人福島県学校給食会という名称で設立された法人をいう。)

財団法人福島県都市公園・緑化協会(昭和五十七年四月一日に財団法人福島県都市公園協会という名称で設立された法人をいう。)

警察共済組合

公立学校共済組合

社会福祉法人福島県社会福祉協議会

地方職員共済組合

全国知事会

別表第三中 「阿武隈急行株式会社」を「阿武隈急行株式会社」に改める。
小名浜埠頭株式会社

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

2 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成七年福島県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第九条の三第二項第三号中「公益法人等への職員の派遣等に関する規則」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する規則」に、「公益法人等及び」を「公益的法人等及び」に改める。

(総務審査課)

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

福島県人事委員会

委員長 新城 希子

福島県人事委員会規則第三十七号

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(昭和三十六年福島県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「給料月額」を「号給」に改め、同条第三号中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

第二十三条第一号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

附則

別表第二十九中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。ただし、第十四条の改正規定(第三号に係る部分を除く。)は、公布の日から施行する。

(採用給与課)

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

福島県人事委員会

委員長 新城 希子

福島県人事委員会規則第三十八号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則（平成十六年福島県人事委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

附則第四項第二号ウ中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

（採用給与課）

平成十八年改正条例第五十九号附則第七項から第九項までの規定による給料の切替えに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

福島県人事委員会

委員長 新城 希子

福島県人事委員会規則第三十九号

平成十八年改正条例第五十九号附則第七項から第九項までの規定による給料の切替えに関する規則の一部を改正する規則

料の切替えに関する規則の一部を改正する規則

平成十八年改正条例第五十九号附則第七項から第九項までの規定による給料の切替えに関する規則（平成十八年福島県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号エ中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

（採用給与課）

福島県人事委員会訓令第二号

人事委員会事務局

福島県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年十一月二十八日

福島県人事委員会

福島県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

委員長 新城 希子

福島県人事委員会事務局処務規程（昭和五十二年福島県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一事務局長の専決事項の欄中第四十三号を削り、第四十四号を第四十三号とし、第四十五号の前に次の一号を加える。

第四十四 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）

第三条第一項の規定による同項第三号に掲げる職員団体の法人となる旨の申出の受理

別表第一事務局長の専決事項の欄第四十五号中「（昭和五十三年法律第八十号）」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十年十二月一日から施行する。

（総務審査課）